

平成22年11月30日

号外第3号

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 人事委員会規則

- 人事委員会規則7-0(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則……………1
- 人事委員会規則7-2(給料の調整額)の一部を改正する規則……………7
- 人事委員会規則7-3(管理職手当)の一部を改正する規則……………7
- 人事委員会規則7-3(管理職手当)の一部を改正する規則(平成19年3月30日公布)の一部を改正する規則……………7
- 人事委員会規則7-7(給与の減額)の一部を改正する規則……………7
- 人事委員会規則7-9(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則……………8
- 人事委員会規則7-35(産業教育手当)の一部を改正する規則……………8
- 人事委員会規則7-46(特殊勤務手当)の一部を改正する規則……………8
- 人事委員会規則7-62(特勤勤務手当等)の一部を改正する規則……………9
- 人事委員会規則7-62(特勤勤務手当等)の一部を改正する規則(平成20年3月31日公布)の一部を改正する規則……………11
- 人事委員会規則7-107(平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料)の一部を改正する規則……………11
- 人事委員会規則7-108(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)……………12
- 人事委員会規則7-109(条例附則第2項の減ずる額の計算)……………14

## 人事委員会規則

人事委員会規則七一〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七一〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則

規則七一〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号ハ中「及び五級」を削り、同号リを削る。

第二十五条第一項第五号を削る。

別表第一ハの表五級の項を削り、別表第一リの表六級の項を削る。

別表第七ハの表を次のように改める。

### ハ 海事職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1

14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	2
19	1	3	3
20	1	4	4
21	1	5	5
22	2	6	6
23	3	7	7
24	4	8	8
25	5	9	9
26	6	10	10
27	7	11	11
28	8	12	12
29	9	13	13
30	10	14	14
31	11	15	15
32	12	16	16
33	13	17	17
34	14	18	18
35	15	19	19
36	16	20	20
37	17	21	21
38	17	22	21
39	17	23	22
40	18	24	22
41	18	25	23
42	18	25	23
43	19	26	24
44	19	26	24
45	19	27	25
46	20	27	25
47	20	28	26
48	20	28	26
49	21	29	27
50	21	29	27
51	22	30	28
52	22	30	28
53	23	31	29
54	23	31	30
55	24	32	31
56	24	32	32
57	25	33	33
58	25	33	33
59	25	34	33
60	26	34	34
61	26	35	34
62	26	35	34
63	27	36	35
64	27	36	35
65	27	37	35

66	28	37	36
67	28	38	36
68	28	38	36
69	29	39	37
70			37
71			37
72			37
73			38
74			38
75			38
76			38
77			39
78			39
79			39
80			39
81			40
82			40
83			40
84			40
85			41
86			41
87			41
88			41
89			42
90			42
91			42
92			42
93			43
94			43
95			43
96			43
97			44
98			44
99			44
100			44
101			45

図表第七の表を次のように改める。

リ 医療職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1

12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	2	1	6	2
19	3	1	7	3
20	4	1	8	4
21	5	1	9	5
22	6	1	10	6
23	7	1	11	7
24	8	1	12	8
25	9	1	13	9
26	10	2	14	10
27	11	3	15	11
28	12	4	16	12
29	13	5	17	13
30	14	6	18	14
31	15	7	19	15
32	16	8	20	16
33	17	9	21	17
34	18	10	22	18
35	19	11	23	19
36	20	12	24	20
37	21	13	25	21
38	22	14	26	22
39	23	15	27	23
40	24	16	28	24
41	25	17	29	25
42	26	18	30	26
43	27	19	31	27
44	28	20	32	28
45	29	21	33	29
46	30	22	34	30
47	31	23	35	31
48	32	24	36	32
49	33	25	37	33
50	34	26	38	34
51	35	27	39	35
52	36	28	40	36
53	37	29	41	37
54	38	30	42	38
55	39	31	43	39
56	40	32	44	40
57	41	33	45	41
58	42	34	46	42
59	43	35	47	43
60	44	36	48	44
61	45	37	49	45
62	46	38	50	46
63	47	39	51	47

64	48	40	52	48
65	49	41	53	49
66	50	42	54	50
67	51	43	55	51
68	52	44	56	52
69	53	45	57	53
70	54	46	58	53
71	55	47	59	54
72	56	48	60	54
73	57	49	61	55
74	58	50	62	55
75	59	51	63	56
76	60	52	64	56
77	61	53	65	57
78	62	54	66	58
79	63	55	67	59
80	64	56	68	60
81	65	57	69	61
82	65	58	70	61
83	66	59	71	62
84	66	60	72	62
85	67	61	73	63
86	67	62	74	63
87	68	63	75	64
88	68	64	76	64
89	69	65	77	65
90	70	66	78	65
91	71	67	79	66
92	72	68	80	66
93	73	69	81	67
94	74	70	82	67
95	75	71	83	68
96	76	72	84	68
97	77	73	85	69
98	77	74	85	70
99	78	75	86	71
100	78	76	86	72
101	79	77	87	73
102	79	78	87	73
103	80	79	88	74
104	80	80	88	74
105	81	81	89	75
106	81	81	90	75
107	81	81	91	76
108	82	82	92	76
109	82	82	93	77
110	82	82	94	78
111	83	83	95	79
112	83	83	96	80
113	83	83	97	81
114	84	84	98	
115	84	84	99	

116	84	84	100	
117	85	85	101	
118	85	85	101	
119	85	85	102	
120	85	86	102	
121	86	86	103	
122	86	86	103	
123	86	87	104	
124	86	87	104	
125	87	87	105	
126	87	88		
127	87	88		
128	87	88		
129	88	89		
130	88	89		
131	88	89		
132	88	90		
133	89	90		
134	89	90		
135	89	91		
136	90	91		
137	90	91		
138	90	92		
139	91	92		
140	91	92		
141	91	93		
142	92	93		
143	92	93		
144	92	94		
145	93	94		
146	93	94		
147	93	95		
148	93	95		
149	94	95		
150	94	96		
151	94	96		
152	94	96		
153	95	97		
154	95			
155	95			
156	95			
157	96			
158	96			
159	96			
160	96			
161	97			
162	97			
163	97			
164	98			
165	98			
166	98			
167	99			

168	99		
169	99		

## 附 則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七一二（給料の調整額）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七一二（給料の調整額）の一部を改正する規則

規則七一二（給料の調整額）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中「8,500円」を「8,400円」に、「11,200円」を「11,100円」に改め、別表第二第二号の表中「11,600円」を「11,500円」に改め、別表第二第三号の表五級の項を削り、別表第二第四号の表中「12,200円」を「12,100円」に、「13,200円」を「13,100円」に改め、別表第二第六号の表中「11,700円」を「11,600円」に、「14,600円」を「14,500円」に改め、別表第二第八号の表中「9,700円」を「9,600円」に、「11,300円」を「11,200円」に改め、別表第二第九号の表中「10,400円」を「10,300円」に改め、六級の項を削る。

## 附 則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七二三（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七二三（管理職手当）の一部を改正する規則

規則七二三（管理職手当）の一部を次のように改正する。

別表第二第八号の表六級の項を削る。

別表第三第八号の表六級の項を削る。

## 附 則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七二三（管理職手当）の一部を改正する規則（平成十九年三月三十日公布）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七二三（管理職手当）の一部を改正する規則（平成十九年三月三十日公布）の一部を改正する規則

規則七二三（管理職手当）の一部を改正する規則（平成十九年三月三十日公布）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外の職員である者にあつては、当該経過措置基準額に百分の九十九・七六」を「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十一年秋田県条例第七十四号）の施行の日において、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十二年秋田県条例第五十三号）第七条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年秋田県条例第五号）附則第七項各号に掲げる職員については、当該経過措置基準額にそれぞれ同項各号に定める割合」に改める。

## 附 則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七十七（給与の減額）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七十七（給与の減額）の一部を改正する規則

規則七十七（給与の減額）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 当分の間、条例附則第二項に規定する特定職員（以下単に「特定職員」という。）に対する給与の減額に当たつては、当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後、第三条に規定する給料の月

額の二分の一を減じた額から、同条の規定により二分の一を減ぜられた給料月額に百分の一を乗じて得た額(同項第一号に規定する最低号給に達しない場合にあつては、同号に規定する給料月額減額基礎額に二分の一を乗じて得た額)を減ずる。

附 則

- 1 この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。
- 2 平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に対するこの規則による改正後の規則七十七(給与の減額)附則第二項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日」とあるのは「この規則の施行の日」と、「五十五歳に達した日後における最初の四月一日後」とあるのは「同日後」とする。

人事委員会規則七十九(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七十九(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七十九(期末手当及び勤勉手当)の一部を次のように改正する。

別表第一 海事職給料表の項中「五級及び」を削り、同表医療職給料表(三)の項中

職務の級六級の職員	百分の
職務の級五級の職員	百分の

十五  
十

を

職務の級五級の職員	百分の十
-----------	------

に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七十三五(産業教育手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七十三五(産業教育手当)の一部を改正する規則

規則七十三五(産業教育手当)の一部を次のように改正する。

第一条中「次条及び第五条第三号において」を「以下」に改める。

附則第二項を次のように改める。

- 2 当分の間、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年秋田県条例第五十三号)第一条の規定による改正後の条例附則第二項に規定する特定職員(以下単に「特定職員」という。)に対する産業教育手当の支給に当たっては、当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)以後、当該特定職員の産業教育手当の月額から、当該額に百分の一を乗じて得た額(同項第一号に規定する最低号給に達しない場合にあつては、同号に規定する給料月額減額基礎額に第三条に規定する割合を乗じて得た額)に相当する額を減ずる。

附 則

- 1 この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。
- 2 平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に対するこの規則による改正後の規則七十三五(産業教育手当)附則第二項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日」とあるのは「この規則の施行の日」と、「五十五歳に達した日後における最初の四月一日後」とあるのは「同日後」とする。

人事委員会規則七十四六(特殊勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七十四六(特殊勤務手当)の一部を改正する規則

規則七十四六(特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。



附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

- 2 当分の間、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年秋田県条例第五十三号)第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)附則第二項に規定する特定職員(以下単に「特定職員」という。)に対する病虫害防除手当又は職業訓練手当の支給に当たっては、当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、当該特定職員の病虫害防除手当又は職業訓練手当の月額から、当該手当の月額に百分の一を乗じて得た額(同項第一号に規定する最低号給に達しない場合にあつては、同号に規定する給料月額減額基礎額に別表病虫害防除手当の項又は職業訓練手当の項に規定する割合をそれぞれ乗じて得た額)に相当する額をそれぞれ減ずる。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。
- 2 平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に対するこの規則による改正後の規則七十四六(特殊勤務手当)附則第二項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日」とあるのは「この規則の施行の日」と、「五十五歳に達した日後における最初の四月一日後」とあるのは「同日後」とする。

人事委員会規則七十六二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七十六二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則

規則七十六二(特地勤務手当等)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第四号中「減額改定対象職員」を「平成二十一年減額改定対象職員」に改め、「それぞれ」の下に「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年秋田県条例第七十四号)第八条の規定による改正後の」を加え、「同項」を「前項」に改め、同項に次の一号を加える。

五 前項各号に定める日が平成二十二年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員(その日に平成二十二年減額改定対象職員(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年秋田県条例第五十三号)附則第二項第一号に規定する減額改定対象職員をいう。第四条第三項第三号において同じ。)であつた者に限る。)前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年秋田県条例第五十三号。以下この項において「平成二十二年改正条例」という。)の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定及び一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年秋田県条例第七十四号)の施行の日における平成二十二年改正条例第七条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第五号)附則第七項から第九項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

第三条第四項各号中「前項第四号」の下に「又は第五号」を加える。

第四条第三項第二号中「減額改定対象職員」を「平成二十二年減額改定対象職員」に改め、同項に次の一号を加える。

三 条例第十三条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日が平成二十二年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員(その日に平成二十二年減額改定対象職員であつた者に限る。)前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年秋田県条例第五十三号。以下この項において「平成二十二年改正条例」という。)の施行の日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定及び一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年秋田県条例第七十四号)の施行の日における平成二十二年改正条例第七条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第五号)附則第七項から第九項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに条例第十三条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた」とする。

第四条第四項各号中「前項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日等)」を付する。

附則に次の一項を加え、同項の前に見出しとして「(条例附則第二項等の規定により給与が減せられて支給される職員に関する読替え)」を付する。

- 2 次項に定める者を除き、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年秋田県条例第五十三号。以下「平成二十二年改正条例」という。)による改正後の条例附則第二項(平成二十二年改正条例附則第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により給与が減せられて支給される職員に対する第三条第

一項、第二項及び第四項並びに第四条第二項及び第四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第三条第一項及び第四 条第二項</p>	<p>受ける給料及び扶養手当の 月額合計額</p>	<p>受ける給料及び扶養手当の月額合計額から、現に受ける給料月額に百分の一を乗じて得た額（現に受ける給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が、当該職員に属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から当該職員に属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額）に相当する額を減じた額</p>
<p>第三条第二項</p>	<p>受けていた給料及び扶養手 当の月額合計額</p>	<p>受けていた給料及び扶養手当の月額合計額から、同日に受けていた給料月額に百分の一を乗じて得た額（同日に受けていた給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が同日における当該職員に属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、同日に受けていた給料月額から同日における当該職員に属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額）に相当する額を減じた額（第三条第四項第一号、第三号又は第四号に掲げる職員であつたものにあつては、当該減ぜられた合計額を同日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額、同項第二号に掲げる職員であつたものにあつては、当該減ぜられた合計額に同日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）</p>
	<p>受ける給料及び扶養手当の 月額合計額</p>	<p>受ける給料及び扶養手当の月額合計額から、現に受ける給料月額に百分の一を乗じて得た額（現に受ける給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が当該職員に属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から当該職員に属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額）に相当する額を減じた額（第三条第四項第一号、第三号又は第四号に掲げる職員であつたものにあつては、当該減ぜられた合計額を同日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額、同項第二号に掲げる職員であつたものにあつては、当該減ぜられた合計額に同日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）</p>
<p>第三条第四項各号及び 第四条第四項各号</p>	<p>給料の月額</p>	<p>給料の月額から、同日に受けていた給料月額に百分の一を乗じて得た額（同日に受けていた給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が同日における当該職員に属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、同日に受けていた給料月額から同日における当該職員</p>

<p>第四条第二項</p>	<p>受けていた給料及び扶養手当の月額合計額</p>	<p>の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額)に相当する額を減じた額</p> <p>受けていた給料及び扶養手当の月額合計額から、同日に受けていた給料月額に百分の一を乗じて得た額(同日に受けていた給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が同日における当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、同日に受けていた給料月額から同日における当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額)に相当する額を減じた額(第四条第四項第一号、第三号又は第四号に掲げる職員であつたものにあつては、当該減ぜられた合計額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額、同項第二号に掲げる職員であつたものにあつては、当該減ぜられた合計額に同項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)</p>
---------------	----------------------------	--

附則に次の一項を加える。

- 3 条例附則第二項(平成二十二年改正条例附則第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により給与が減ぜられて支給される職員であつて、第三条第三項第五号又は第四条第三項第三号に掲げる職員であるものに対する第三条第二項又は第四条第二項の規定の適用については、これらの規定中「扶養手当の月額合計額の二分の一に相当する額と現に」とあるのは、「扶養手当の月額合計額から、給料月額に百分の一を乗じて得た額(現に受ける給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が、特地勤務手当の支給を受ける職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額)に相当する額を減じた額の二分の一に相当する額と現に」とする。

人事委員会規則七十六二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則(平成二十年三月三十一日公布)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七十六二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則(平成二十年三月三十一日公布)の一部を改正する規則

規則七十六二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則(平成二十年三月三十一日公布)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「特地勤務手当基礎額」の下に「(一般職の職員の給与に関する条例等)の一部を改正する条例(平成二十二年秋田県条例第五十三号。以下「平成二十二年改正条例」という。)第一条の規定による改正後の条例(次項において単に「改正後の条例」という。)附則第二項に規定する特定職員又は平成二十二年改正条例附則第四項に規定する職員にあつては、規則七十六二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則(平成二十二年十一月三十日公布)による改正後の規則七十六二(特地勤務手当等)(以下「新規則」という。)附則第二項及び第三項の規定を適用した後の新規則第三条第二項に規定する特地勤務手当基礎額」を加える。

附則第四項中「これらの規定」の下に「(平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例附則第二項に規定する特定職員又は平成二十二年改正条例附則第四項に規定する職員について、新規則附則第二項及び第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七十一〇七(平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料)の一部を改正する規



則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七十一〇七(平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料)の一部を改正する規則

規則七十一〇七(平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料)の一部を次のように改正する。  
第二条中第九号を第十一号とし、第二号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

一 平成二十二年改正条例 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年秋田県条例第五十三号)をいう。

三 給与条例 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)をいう。

第四条第一項各号列記以外の部分中「額を」を「額(給与条例附則第二項(平成二十二年改正条例附則第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十九を乗じて得た額)を」に改め、同項第一号中「適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ平成十八年改正条例附則第七項の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員、医療職給料表(若しくは一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年秋田県条例第百五十二号)第五条第二項に規定する給料表の適用を受ける職員又は同条第一項若しくは一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年秋田県条例第六十九号)第七条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員でその号給が一号給であるもののいずれにも該当しない職員)を「平成十八年改正条例附則第七項各号に掲げる職員」に、「百分の九十九・七六」を「平成十八年改正条例附則第七項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「百分の九十九・七六」を「平成十八年改正条例附則第七項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合」に改め、同項第五号中「一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)」を「給与条例」に、「に応じた額に百分の九十九・七六」を「に応じた額に平成十八年改正条例附則第七項第一号に定める割合」に、「当該応じた額に百分の九十九・七六」を「当該応じた額に同号に定める割合」に改め、同条第二項中「額を」を「額(給与条例附則第二項(平成二十二年改正条例附則第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十九を乗じて得た額)を」に改める。

第五条第一項中「百分の九十九・七六」を「平成十八年改正条例附則第七項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合」に、「額を」を「額(給与条例附則第二項(平成二十二年改正条例附則第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十九を乗じて得た額)を」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七十一〇八(平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七十一〇八(平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)

(減額改定対象職員となつた者の改正条例附則第二項第一号の給料等の月額算定の基準となる日の特例)

**第一条** 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年秋田県条例第五十三号。以下「改正条例」という。)附則第二項第一号の規則で定めるものは、平成二十二年四月一日から同年十二月一日(同月に支給する期末手当について改正条例第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)第二十一条第一項後段又は第二十四条第七項の規定の適用を受ける職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間の全期間が職員(一般職の職員の給与に関する条例第二十三条の五及び第二十三条の六に規定する職員を除く。以下同じ。)として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。

一 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)の適用を受ける職員

二 企業職員の給与の種類および基準を定める条例(昭和三十一年秋田県条例第五十一号)の適用を受ける職員

三 国又は他の地方公共団体の職員(第一号に掲げる職員を除く。)

四 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者

五 人事委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者

**2** 改正条例附則第二項第一号の規則で定める日は、平成二十二年四月二日(同日から基準日までの期間において新たに職員となつた日(当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた場合における当該日を除く。))がある場合は当該日

(当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日) から基準日までの期間における減額改定対象職員(同項第一号に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。)となった日のうち最も早い日とする。

(在職しなかつた期間等がある職員の改正条例附則第二項第一号の月数の算定)

## 第二条 改正条例附則第二項第一号の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- 一 職員として在職しなかつた期間(基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であつて、平成二十二年四月一日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて前条第一項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日(次項において「施行日」という。)の属する月の前月までの間の月の中途において、同条第一項第一号又は第二号に掲げる者(以下この号及び第四条において「県費負担教職員等」という。)であつた者から人事交流等により引き続き新たに職員となつた場合における新たに職員となつた月の初日から新たに職員となつた日の前日までの期間のうち県費負担教職員等として勤務した期間(次項において「県費負担教職員等期間」という。)を除く。)
  - 二 休職期間(法第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。)、専従休職期間(法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。)、大学院修学休業期間(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。)、臨時又は非常勤職員期間(一般職の職員の給与に関する条例第二十三条の五又は第二十三条の六の規定の適用を受ける職員として在職した期間をいう。)、派遣期間(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年秋田県条例第二号)第二条第一項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。)、育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号。以下この号及び第四号において「育児休業法」という。))第二条の規定により育児休業をしていた期間をいう。)、育児短時間勤務等期間(育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしていた期間をいう。)、公益的法人等派遣期間(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年秋田県条例第六十四号)第二条第二項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。))又は自己啓発等休業期間(法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をしていた期間をいう。))
  - 三 停職期間(法第二十九条の規定により停職にされていた期間をいう。))
  - 四 法第二十六条の二第三項(法第二十六条の三第二項において適用する場合を含む。)、育児休業法第十九条第二項、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)第十五条第三項若しくは規則七十七(給与の減額)第三条の規定により給与を減額された期間又は法第三十八条第一項の規定による許可を得て勤務しなかつたことにより給与を減額された期間
  - 五 一般職の職員の給与に関する条例第十四条の規定により給与を減額された期間
  - 六 減額改定対象職員以外の職員であつた期間
- 2 改正条例附則第二項第一号の規則で定める月数は、平成二十二年四月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次の各号のいずれかに該当する月の数とする。
- 一 前項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる期間(県費負担教職員等期間のある月にあつては、同項第二号、第四号又は第六号に掲げる期間に相当する期間を含む。))のある月
  - 二 前項第三号又は第五号に掲げる期間(県費負担教職員等期間のある月にあつては、同項第三号又は第五号に掲げる期間に相当する期間を含む。))のある月(前号に該当する月を除く。))であつて、その月について支給された給料の額(県費負担教職員等期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額)が改正条例附則第二項第一号に規定する合計額に百分の〇・三三三を乗じて得た額(第五条において「附則第二項第一号基礎額」という。))に満たないもの
- (改正条例附則第二項第二号に掲げる額を調整額に含めない職員)
- ## 第三条 改正条例附則第二項第二号の規則で定める者は、平成二十二年六月一日において減額改定対象職員であつた者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者(当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により第一条第一項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。))以外の者とする。 (県費負担教職員等であつた者から引き続き新たに職員となつた者についての特例) 第四条 改正条例附則第三項及び同項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第二項の規則で定める者は、県費負担教職員等とする。 - 2 改正条例附則第三項の規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となつた者とする。 - 3 改正条例附則第三項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第二項の権衡を考慮して規則で定める額は、県費負担教職員等に係る給与に関する条例又は規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、県費負担教職員等であつた者が人事交流等により引き続き新たに職員となつた日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

(端数計算)

**第五条** 附則第二項第一号基礎額又は改正条例附則第二項第二号に掲げる額に一日未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補則)

**第六条** この規則に定めるもののほか、平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

**附 則**

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七十一〇九(条例附則第二項の減ずる額の計算)をここに公布する。

平成二十二年十二月三十日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則七十一〇九(条例附則第二項の減ずる額の計算)

特定職員(一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)附則第二項に規定する特定職員をいう。以下同じ。)以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項(一般職の職員の給与に関する条例等)の一部を改正する条例(平成二十二年秋田県条例第五十三号)附則第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の減ずる額は、当該月の現日数から職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

**附 則**

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号